

議案第 7 号

君津市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 3 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市立公園内の有料公園施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市立公園の設置及び管理に関する条例（平成 5 年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市立公園の設置及び管理に関する条例（平成5年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「使用料の徴収等」を「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第25条を第28条とし、第24条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条の次に次の3条を加える。

（利用料金）

第23条 第20条第1項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理運営を行わせる場合において、第8条第2項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者は、第12条の規定にかかわらず、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める有料公園施設に係る使用料の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第24条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第25条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第3中「第12条第1項」の次に「、第23条第2項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

君津市立公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>有料公園施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</u></p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第23条 <u>第20条第1項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理運営を行わせる場合において、第8条第2項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者は、第12条の規定にかかわらず、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表第3に定める有料公園施設に係る使用料の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第24条 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第25条 <u>既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第26条 省略</p> <p>(罰則)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>有料公園施設の使用料の徴収等に関する業務</u></p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 省略</p> <p>(罰則)</p>

第27条 省略

第28条 省略

別表第3 (第12条第1項、第23条第2項)

省略

第24条 省略

第25条 省略

別表第3 (第12条第1項\_\_\_\_\_)

省略